介護保険　訪問看護利用料金表（非課税）

要介護のご利用者様

(2026.6.1～)

サービス内容		指定訪問看護(**要介護者**対象) 利用料(10割)	利用者負担額 (1割)	(2割)	(3割)	単位	サービス提供時間
訪問看護Ⅰ-1・時間内		3,403円	341円	681円	1,021円	314	1回につき　20分未満
訪問看護Ⅰ-2・時間内		5,105円	511円	1,021円	1,532円	471	1回につき　30分未満
訪問看護Ⅰ-3・時間内		8,921円	893円	1,785円	2,677円	823	1回につき　30分以上1時間未満
訪問看護Ⅰ-4・時間内		12,227円	1,223円	2,446円	3,669円	1,128	1回につき　1時間以上1時間30分未満
◆訪問看護Ⅰ-5(PT･OT･ST)		3,186円	319円	638円	956円	294	リハビリ　20分（1回につき）
◆訪問看護Ⅰ-5・2超(PT･OT･ST)		2,872円	288円	575円	862円	265	リハビリ　20分 1日に2回を超えて訪問看護を行った場合（1回につき）
特別管理加算	Ⅰ	5,420円	542円	1,084円	1,626円	500	1か月につき1回算定 在宅酸素指導管理等を受けている状態や 留置カテーテル等を使用している状態等、計画的に 管理する内容によっていずれかを算定 ※届出している訪問看護ステーションのみ算定
	Ⅱ	2,710円	271円	542円	813円	250	
複数名訪問看護加算 【＋看護師等の場合】	30分未満	2,753円	276円	551円	826円	254	1回につき看護師等と①看護師等または ②看護補助者により、複数名で1人の利用者様に 訪問看護(介護予防含む)を行った場合に算定 ※利用者様またはご家族の同意が必要
	30分以上	4,357円	436円	872円	1,308円	402	
複数名訪問看護加算 【＋看護補助者の場合】	30分未満	2,178円	218円	436円	654円	201	
	30分以上	3,436円	344円	688円	1,031円	317	
長時間訪問看護加算		3,252円	326円	651円	976円	300	特別管理加算対象の方で1時間30分以上の場合に算定
初回加算	Ⅰ	3,794円	380円	759円	1,139円	350	新規に訪問看護を提供し、病院、診療所等から退院した 日に看護師が訪問を行った場合に算定
	Ⅱ	3,252円	326円	651円	976円	300	新規に訪問看護を提供した場合あるいは区分変更時 (要支援→要介護、要介護→要支援)に算定
退院時共同指導加算		6,504円	651円	1,301円	1,952円	600	主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を 行い、その内容を提供した場合に算定
緊急時訪問看護加算	Ⅰ	6,504円	651円	1,301円	1,952円	600	1か月につき1回算定 ※届出している訪問看護ステーションのみ算定
	Ⅱ	6,222円	623円	1,245円	1,867円	574	
ターミナルケア加算		27,100円	2,710円	5,420円	8,130円	2,500	死亡月につき1回算定(※要介護のみ) ※届出している訪問看護ステーションのみ算定
看護体制強化加算	Ⅰ	5,962円	597円	1,193円	1,789円	550	1か月につき1回算定 ※届出している訪問看護ステーションのみ算定
	Ⅱ	2,168円	217円	434円	651円	200	
サービス提供体制強化加算	Ⅰ	65円	7円	13円	20円	6	1回につき算定 ※届出している訪問看護ステーションのみ算定
	Ⅱ	32円	4円	7円	10円	3	
専門管理加算		2,710円	271円	542円	813円	250	1か月につき1回算定 ※届出している訪問看護ステーションのみ算定
遠隔死亡診断補助加算		1,626円	163円	326円	488円	150	死亡月につき1回算定(※要介護のみ) ※届出している訪問看護ステーションのみ算定
口腔連携強化加算		542円	55円	109円	163円	50	1回につき算定 ※1か月1回のみ算定可能。利用者様またはご家族の 同意が必要。

その他加算に関して

夜間・早朝加算 (夜18時～22時/早6時～8時) 深夜加算 (深夜22時～6時)	ケアプランに位置付けられた訪問看護及び、緊急時訪問看護加算を算定している利用者様へ 同月2回目以降の緊急訪問看護を対象時間に実施した場合は、早朝・夜間は25%、深夜は50%の加算が算定されます
処遇改善加算	職員の処遇を改善するために、賃金改善や資質向上等を取組みを行う事業所に認められる加算です。 1月につき介護報酬総単位数×1.8%（※1単位未満の端数は、四捨五入）

◆･･･①療法士（PT…理学療法士、OT…作業療法士、ST…言語聴覚士）の実施するリハビリの上限は、週6回（1回20分）120分迄となります。
②当該訪問看護事業所における前年度の療法士の訪問回数が看護師よりも多い場合、
緊急時訪問看護加算Ⅰ・Ⅱ、特別管理加算及び看護体制強化加算をいずれも算定していない場合は1回につき8単位減算されます。
※高齢者虐待防止措置未実施の場合は所定単位数の1/100に相当する単位数が減算されます。
※緊急時訪問看護加算Ⅰ・Ⅱ、特別管理加算Ⅰ・Ⅱ、ターミナルケア加算、サービス提供体制強化加算は区分支給限度基準額枠外の算定となります。

介護保険　訪問看護利用料金表（非課税）

要支援のご利用者様

(2026.6.1～)

サービス内容		指定訪問看護(**要支援者**対象) 利用料(10割)	利用者負担額 (1割)	(2割)	(3割)	単位	サービス提供時間
訪問看護Ⅰ-1・時間内		3,284円	329円	657円	986円	303	1回につき　20分未満
訪問看護Ⅰ-2・時間内		4,888円	489円	978円	1,467円	451	1回につき　30分未満
訪問看護Ⅰ-3・時間内		8,606円	861円	1,722円	2,582円	794	1回につき　30分以上1時間未満
訪問看護Ⅰ-4・時間内		11,815円	1,182円	2,363円	3,545円	1,090	1回につき　1時間以上1時間30分未満
◆訪問看護Ⅰ-5(PT･OT･ST)		3,078円	308円	616円	924円	284	リハビリ　20分（1回につき）
◆訪問看護Ⅰ-5・2超(PT･OT･ST)		1,539円	154円	308円	462円	142	リハビリ　20分 1日に2回を超えて訪問看護を行った場合（1回につき）
特別管理加算	Ⅰ	5,420円	542円	1,084円	1,626円	500	1か月につき1回算定 在宅酸素指導管理等を受けている状態や 留置カテーテル等を使用している状態等、計画的に管理 する内容によっていずれかを算定 ※届出している訪問看護ステーションのみ算定
	Ⅱ	2,710円	271円	542円	813円	250	
複数名訪問看護加算 【＋看護師等の場合】	30分未満	2,753円	276円	551円	826円	254	1回につき看護師等と①看護師等または ②看護補助者により、複数名で1人の利用者様に 訪問看護(介護予防含む)を行った場合に算定 ※利用者様またはご家族の同意が必要
	30分以上	4,357円	436円	872円	1,308円	402	
複数名訪問看護加算 【＋看護補助者の場合】	30分未満	2,178円	218円	436円	654円	201	
	30分以上	3,436円	344円	688円	1,031円	317	
長時間訪問看護加算		3,252円	326円	651円	976円	300	特別管理加算対象の方で1時間30分以上の場合に算定
初回加算	Ⅰ	3,794円	380円	759円	1,139円	350	新規に訪問看護を提供し、病院、診療所等から退院した 日に看護師が訪問を行った場合に算定
	Ⅱ	3,252円	326円	651円	976円	300	新規に訪問看護を提供した場合あるいは区分変更時 (要支援→要介護、要介護→要支援)に算定
退院時共同指導加算		6,504円	651円	1,301円	1,952円	600	主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を 行い、その内容を提供した場合に算定
緊急時訪問看護加算	Ⅰ	6,504円	651円	1,301円	1,952円	600	1か月につき1回算定 ※届出している訪問看護ステーションのみ算定
	Ⅱ	6,222円	623円	1,245円	1,867円	574	
看護体制強化加算		1,084円	109円	217円	326円	100	1か月につき1回算定 ※届出している訪問看護ステーションのみ算定
サービス提供体制強化加算	Ⅰ	65円	7円	13円	20円	6	1回につき算定 ※届出している訪問看護ステーションのみ算定
	Ⅱ	32円	4円	7円	10円	3	
専門管理加算		2,710円	271円	542円	813円	250	1か月につき1回算定 ※届出している訪問看護ステーションのみ算定
口腔連携強化加算		542円	55円	109円	163円	50	1回につき算定 ※1か月1回のみ算定可能。利用者様またはご家族の同意が必要。

その他加算に関して

夜間・早朝加算 (夜18時～22時/早6時～8時) 深夜加算 (深夜22時～6時)	ケアプランに位置付けられた訪問看護及び、緊急時訪問看護加算を算定している利用者様へ 同月2回目以降の緊急訪問看護を対象時間に実施した場合は、早朝・夜間は25%、深夜は50%の加算が算定されます
処遇改善加算	職員の処遇を改善するために、賃金改善や資質向上等を取組みを行う事業所に認められる加算です。 1月につき介護報酬総単位数×1.8%（※1単位未満の端数は、四捨五入）

◆･･･①療法士等（PT…理学療法士、OT…作業療法士、ST…言語聴覚士）の実施するリハビリの上限は、週6回（1回20分）120分迄となります。
②療法士等が利用開始の属する月から12月超の利用者様に訪問看護を行った場合は1回につき5単位減算されます（③に該当しない場合）。
③当該訪問看護事業所における前年度の療法士の訪問回数が看護師よりも多い場合、
緊急時訪問看護加算Ⅰ・Ⅱ、特別管理加算及び看護体制強化加算をいずれも算定していない場合は1回につき8単位減算されます。
(理学療法士等が利用開始の属する月から12月超の利用者様に訪問看護を行った場合は加えて15単位減算されます。)
※②③は要支援のみ対象です。③の15単位の減算に該当する場合は②の５単位は減算しません。
※高齢者虐待防止措置未実施の場合は所定単位数の1/100に相当する単位数が減算されます。
※緊急時訪問看護加算Ⅰ・Ⅱ、特別管理加算Ⅰ・Ⅱ、サービス提供体制強化加算は区分支給限度基準額枠外の算定となります。